

本資料の全て又は一部をいかなる手段においても複製・転載・流用・複写等、禁止です。

認可保育園（小規模C型）わんぱくルーム 自主防災会規程

（名称）

第1条 本会は「わんぱくルーム」自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第2条 本会の事務所は、保育室（メイン）に置く。

（目的）

第3条 本会は、自主的な防災活動を行うことにより、地震、その他災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）防災に関する知識の普及に関すること。
- （2）地震等に対する災害予防に関すること。
- （3）地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出・救助・救護、避難誘導、生活対策、衛生対策、要援護者対策、安全点検、清掃、補修に関すること。
- （4）防災訓練の実施に関すること。
- （5）その他、本会の目的を達成するために必要な事項。

（会員）

第5条 本会は、「わんぱくルーム」の職員をもって構成する。

（役員）

第6条 本会に次の役員を置く。

会長 1名（園長）

副会長 1名（事務長）

委員 5名（保育士、家庭的保育補助者）消火、救出・救助、情報、避難誘導、生活、衛生救護、災害時要援護者、安全点検、清掃、補修

2 役員任期は、半永久とする。

（役員の仕事）

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、火災・地震・台風等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

本資料の全て又は一部をいかなる手段においても複製・転載・流用・複写等、禁止です。

3 委員は、副会長とともに会長を補佐し、各活動を総括する。

(組織)

第8条 本会の組織は以下のとおり担当者を定める。

担当	平常時の役割	警戒宣言発令時及び 災害発生時の役割
消火(三谷・埜村)	消火器の使い方、消火訓練、火災予防	出火防止対策、初期消火の活動、火災の警戒
救出・救助 (杉本・池ヶ谷)	救出用資機材の調達と整備、救助技術の習得、救出・救助訓練の実施	救出・救助活動、防災関係機関への協力
情報(三谷・竹澤)	地震の基礎知識普及、巡回広報、情報収集伝達訓練の実施	情報の収集伝達、デマ防止、防災関係機関へ被害などの報告
避難誘導 (杉本・吉田)	集合所、避難路(所)の安全点検、避難訓練の実施	避難の呼び掛け、避難人員の点検、安全な避難誘導
生活 (吉田・埜村)	非常持出品の準備の啓発、炊き出し用具の確保と訓練、避難生活計画の作成	炊き出し、物資配分の協力、避難所生活の調整、生活相談や心のケア
衛生救護 (三谷・竹澤)	応急手当や衛生知識の普及、仮設トイレの対策検討	応急救護の実施、中等・重傷者の搬送、防疫の協力、し尿対策などの報告
災害時要援護者 (杉本・吉田)	災害時要援護者の把握、対応の検討	災害時要援護者の避難の呼びかけ、人員点呼、安全な避難誘導
安全点検 (三谷・竹澤)	地域の巡回点検、危険物の調査	被災後の巡回、危険箇所の広報
清掃(杉本・池ヶ谷)	ごみ処理対策、がれき等廃棄物処理の検討	ごみの処理、避難経路の障害物の除去
補修(三谷・竹澤)	家屋等の補修に必要な資機材と人員の確保	屋根の応急修理等
自主防災委員 (園長除く職員全員)	住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる	副会長とともに会長を補佐し、会の活動を統括

本資料の全て又は一部をいかなる手段においても複製・転載・流用・複写等、禁止です。

(防災計画)

第 12 条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 火災、地震、台風等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関する事。
- (2) 防災知識の普及に関する事。
- (3) 防災訓練の実施に関する事。
- (4) 火災、地震、台風等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出・救助・救護、避難誘導、生活対策、衛生対策、要援護者対策、安全点検、清掃、補修等応急対策に関する事。
- (5) その他必要な事項。

附則

1. この規約は、2018 年 4 月 1 日から施行する。
2. 改訂 2019 年 4 月 1 日から施行する。
3. 改訂 2019 年 11 月 20 日から施行する。